

■ 4条1項11号

不服 2020-2404

＜本願商標＞

「スーパーフラット」（標準文字）

第36類「住宅ローン資金の貸付け」

※補正後の指定役務

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：
フラット

第36類「預金の受入れ（債券の発行により代える場合を含む。）及び定期積金の受入れ、資金の貸付け及び手形の割引、内国為替取引、債務の保証及び手形の引受け、有価証券の貸付け、金銭債権の取得及び譲渡、有価証券・貴金属その他の物品の保護預かり、両替、金融先物取引の受託、金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定著物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け、債券の募集の受託、外国為替取引、信用状に関する業務、有価証券の売買・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引、有価証券の売買・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の媒介・取次ぎ又は代理、有価証券市場における有価証券の売買取引・有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理、外国有価証券市場における有価証券の売買取引及び外国市場証券先物取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理、有価証券の引受け、有価証券の売出し、有価証券の募集又は売出しの取扱い、株式市況に関する情報の提供」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「スーパーフラット」の文字からなるところ、当該文字は、同じ書体、同じ間隔で外観上まとまりよく一体に表されており、当該構成文字に相応して生じる「スーパーフラット」の称呼も、格別冗長ではなく、無理なく一連に称呼し得るものである。

また、本願商標の構成中、「スーパー」の文字部分が、「より優れた」等の意味を有する語であるとしても、当該文字部分が、直ちに役務の誇称表示として理解されるとはいい難く、本願商標は、その構成文字全体をもって一体不可分のものと認識し把握されるとみるのが相当であり、他に「フラット」の文字部分が、独立して認識されるとみるべき事情も見いだせない。

そして、「スーパーフラット」の文字は、辞書等に掲載されている語ではなく、特定の意味を有する語として一般に知られているものでもない。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して「スーパーフラット」の称呼のみを生じ、特定の観念を生じないものと判断するのが相当である。

したがって、本願商標の構成中、「フラット」の文字部分を分離、抽出し、「フラット」の称呼及び「平らなさま」の観念をも生じるとし、その上で、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「スーパーフラット」は、その構成中、「スーパー」の文字部分が、「より優れた」等の意味を有する語であるとしても、当該文字部分が、直ちに役務の誇称表示として理解されるとはいい難く、その構成文字全体をもって一体不可分のものと認識し把握されるとみるのが相当であり、他に「フラット」の文字部分が、独立して認識されるとみるべき事情も見いだせないから、引用商標「フラット」とは非類似の商標であると判断されました。

「商標審査基準」(商標法第4条1項11号)には、「(2) 結合商標の類否判断について」において、類似する場合の例として「スーパーライオン」と「ライオン」が挙げられているのは、ご存じのとおりです。そこには、『(解説)「スーパー」は、役務の質を表示する。』と記されています。

上記商標審査基準の例では、指定役務が「写真の撮影」というのが前提ですが、わが国で「SUPER (スーパー)」の語は、商品や役務とは関係なく、程度がより優れていることの意味合いで、子供から大人までよく知られているように思います。本願商標の指定役務は、第36類「住宅ローン資金の貸付け」ですから、需要者は働き盛りの大人の層であると考えられますし、そのような意味合いで理解しない者が、はたして存在するのか疑問です。

「○○○」と「スーパー○○○」といった役務があった場合、素直に考えれば、「スーパー○○○」は、「○○○」の上位サービスであると理解するのが、普通ではないでしょうか。審決にある「直ちに役務の誇称表示として理解されるとはいい難く」というのは、個人的にはよくわからないというのが正直な感想です。

なお、「スーパー (SUPER)」の有無の違いがある商標の類否判断がされた近年の審決としては、たとえば、次ページのようなものがあります。

いずれも「非類似」という結論になっていますが、外観上の違いが大きいと言えますので、本事件とは同様に考えるべきではないでしょう。

なお、これらの3件は、審判長がすべて同じ方ですので、今後、方向性が変わる可能性も十分に考えられる点、注意が必要と言えます。

(弁理士 永露 祥生)

< 2020年10月21日 >

■参考審決

<不服2019-29>

「SUPERPLATFORM」 ≠ 「プラットフォーム」
(標準文字) (標準文字)

<不服2018-16385>

スーパープラス
SuperPRUS ≠ プラス